

# 調整給付金（不足額給付分）申請書

不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税の対象外(事業専従者や合計所得金額48万円超の方)であり、かつ低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方へ給付金を支給するものです。

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返信してください。

※本様式を提出された場合は、支給要件に該当するか審査の上、記入された現住所に支給（不支給）決定通知を送付します。通知が届きましたら、内容を確認してください。

【誓約・同意事項】 ※誓約・同意の上、申請書を提出してください。

意図的に虚偽の申請をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、**1～4万円**が支給されます。市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合には、調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額がいずれも0円、かつ令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象（世帯員を含む）とならなかった、かつ

- ・令和5年中 又は 令和6年中に青色事業専従者又は事業専従者
- ・令和5年中 又は 令和6年中の合計所得金額が48万円を超える

- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。また、請求に関して口座振替を希望する場合は、給付金の請求及び口座振替に関する一切の権限を人吉市福祉課長へ委任します。
- ⑤ 申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が指定した日までに確認者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

1. 申請・請求者（本人） 上記誓約・同意事項について確認し、誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 ( )
令和6年1月1日時点の住所（人吉市以外の場合のみ記入）		

2. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座に限る。）

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類（マイナンバーカード等の写し）を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		※原則、「1. 申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	2当座		

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

※やむを得ない理由により、本人以外が本給付金を受給する場合は、裏面の代理受給欄を記入してください。

※長期間入出金がない口座を記入しないでください。

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、人吉市福祉課臨時給付金室（電話0966-22-2111 内線1252・1253）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

審 査 欄	R6年度専給/48万超該当	支給額
	R7年度専給/48万超該当	
	両年度専給/48万超該当	万円

提出書類

『調整給付金（不足額給付分）申請書』（本書類）

※ 必要事項を記入してください。

申請・請求者（本人）の氏名など（表面）

振込口座（表面）

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に貼り付けてください。

（いずれか1つで可）

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※以下の書類は、課税状況等により省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

『令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し（コピー）』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）を提出してください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書又は青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』

※ 青色事業専従者又は事業専従者の方のみ提出してください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税証明書の写し（コピー）』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し（コピー）を提出してください。

『住民票の写し』

『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し（コピー）』

これら3つの書類は、令和6年1月2日以降に本市に転入された方のみ提出してください。

※各欄の記入漏れや提出書類の不備はありませんか。  
（記入漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

【以下の欄は、本人が受給される場合は記入不要です。】

やむを得ない理由により、本人以外の口座に振込みを希望される場合は、下記に必要事項を記入してください。  
なお、代理受給の場合、**本人及び代理人両方の本人確認書類の写しを必ず添付**してください。

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との続柄	代理人生年月日	代理人現住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 申請書の提出・給付金の受給に関する権限を委任します。			本人氏名	署名

※法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）の場合は、本人氏名（署名）欄は空欄とし、登記事項証明等の写しを添付してください。